

議案第59号

福岡市興行場法施行条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、健康増進法の一部改正に鑑み、興行場における喫煙室の構造設備の基準等を改める必要があるによる。

福岡市興行場法施行条例の一部を改正する条例

福岡市興行場法施行条例（平成24年福岡市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号ア中「適当な」を「喫煙室を設ける場合は、喫煙室が、観覧室外の適当な」に改め、ただし書を削り、同号イ及びウを次のように改める。

イ たばこの煙（蒸気を含む。以下この号において同じ。）が室内から室外に流出しない構造であること。

ウ たばこの煙が屋外に排気されていること。

第5条第3号に次のように加える。

エ 興行場の主たる出入口の見やすい箇所に喫煙室が設けられている旨を記載した標識が掲示されていること。

オ 喫煙室の出入口の見やすい箇所に専ら喫煙することができる場所である旨及び20歳未満の者の立入りが禁止されている旨を記載した標識が掲示されていること。

第6条第5号イを次のように改める。

イ 20歳未満の者を喫煙室に立ち入らせないこと。

第6条第5号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 前条第3号エ及びオに規定する標識を適正に管理すること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の福岡市興行場法施行条例第5条第3号の規定は、この条例の施行の日以後に行われる興行場法（昭和23年法律第137号）第2条第1項の許可の申請に係る興行場について適用し、同日前に行われた同項の許可の申請に係る興行場については、なお従前の例による。